

## 環境騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の一般地域における環境騒音の状況に関して、同法第21条の2に基づき測定した結果について環境基準の維持達成状況を取りまとめたものです。

### 1 調査方法の概要

- (1) 測定時期 平成24年4月～平成24年9月
- (2) 実施機関 郡山市環境保全センター
- (3) 調査地点

表-1に示すとおり、騒音に係る環境基準の類型指定地域内において、道路に面する地域以外の地域（一般地域）で、騒音レベルを代表すると考えられる5箇所を測定を実施しました。

### 2 調査結果の概要

表に示すように、昼間においては5箇所全てで基準を満足しており、夜間においては2箇所を超過しており、昼夜とも基準を達成したのは3箇所でした。

表 環境騒音測定結果（一般地域）

（単位：デシベル）

測定地点	環境基準地域の類型	都市計画の用途地域	騒音レベル（Leq） （環境基準）	
			昼間	夜間
朝日三丁目5-7 環境保全センター	B 類型	第一種住居地域	50 (55)	46 (45)
喜久田町卸三丁目42 宇倍公園	C 類型	準工業地域	54 (60)	48 (50)
清水台一丁目6-1 地域職業訓練センター	C 類型	商業地域	54 (60)	48 (50)
安積町笹川字西長久保 市営安積団地	A 類型	第一種中高層 住居専用地域	52 (55)	47 (45)
緑ヶ丘東七丁目 緑ヶ丘公園	A 類型	第一種低層 住居専用地域	44 (55)	38 (45)

（注）1 環境基準を超える値です。

2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯の事です。